

令和8年5月8日開催

第 19 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第19回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月8日(木) 午前10時00分

2. 開催場所 三石庁舎はまなす 2階会議室

3. 出席委員	1番	中村 トク	出
	2番	山野 美幸	欠
	3番	西村 和夫	出
	4番	佐竹 学	欠
	5番	前田 宗将	出
	6番	三木田 照明	出
	7番	佐々木 知彦	出
	8番	安田 悦郎	出
	9番	土居 正広	出
	10番	金森 靖一	出

4. 出席事務局職員

事務局 長	渡 辺 英 樹
事務局 長 補 佐	神 谷 貴 史

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第18条第6項等の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第2号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の承認について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それではこれより、令和8年5月8日招集、第19回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、金森会長に議事進行をお願いします。</p>
会長	挨拶
議長	まず、議事録署名委員について議長から指名させていただきます。
議長	それでは、議事録署名委員は、9番土居委員、1番中村委員にお願いいたします。
議長	<p>議案第1号、農地法第18条第6項等の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを、議題とします。順位1番から6番について、事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。件数は6件です。</p> <p>【議案第1号順位1番から6番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番から6番に係る農用地について貸借契約しておりましたが、両者合意による解約が成立しておりますので、ご審議願います。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号順位1番から6番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号順位1番から6番については、許可相当と決定します。
議長	次に、議案第2号、現況証明下附願いに対する発給についてを議題といたします。議案第2号順位1番から4番について、事務局説明してください。
事務局	<p>それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。申請件数は4件です。</p> <p>【議案第2号順位1番から4番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番については、周囲が宅地に連坦された都市計画区域内の農地であり、ここを地目整理し、処分するものでございます。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないのご意見をいただいております。</p> <p>順位2番については、すでに宅地の一部となっている農地であり、地目整理するものです。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、今後農地として管理される見込みがなく、非農地への地目整理はやむを得ないのご意見をいただいております。</p> <p>順位3番については、長い間肥培管理されず、地目整理をし処分するものでございます。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、今後農地として管理される見込みがなく、非農地への地目整理はやむを得ないのご意見をいただいております。</p> <p>順位4番については、古くから農業用施設が建っているため分筆し、地目整理するものです。</p> <p>昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、現況農業施設が建っていることから、非農地への地目整理はやむを得ないのご意見をいただいております。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号順位1番から4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号順位1番から4番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長	次に、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題とします。 順位1番について、事務局説明して下さい。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。申請件数は1件です。 【議案第3号順位1番を議案書をもとに説明】 順位1番は新規就農者が経営規模安定のため、離農者の農地を買い受け、営農するため申請がありました。 なお、順位1番については、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項各号の不許可項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。 以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号順位1番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号順位1番については、許可相当と決定します。
議長	次に、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等推進計画(案)の承認についてを、議題とします。 順位1番から5番について、事務局説明して下さい。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農用地利用集積等促進計画(案)は5件です。 【議案第4号順位1番から順位5番を議案書をもとに説明】 順位1番から5番は、所有権移転の案件となります。 順位1番から5番は経営規模拡大のため、近隣農地を買い受け営農するためでございます。 以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号順位1番から5番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号順位1番から5番については、許可相当と決定します。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし) (終了時刻 午後10時40分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和8年5月8日(議事録調製日 令和8年5月27日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟